

レーザー顕微鏡研究会会則

1.名称

本会はレーザー顕微鏡研究会(英語名称 Japan Society for Laser Microscopy)と称する。

2.事務局

本会は徳島県徳島市に主たる事務局を置く。

3.目的

本会はレーザー顕微鏡およびその周辺技術の基礎から応用に至る研究の推進と技術の向上をはかることを目的とする。

4.事業

- 1) 本会は、定期的に講演会、見学会等を開催する。
- 2) 講演会においては論文集を発行する。
- 3) その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

5.会員

- 1) 本会は前項の目的に賛同する光学、エレクトロニクス、バイオサイエンス、半導体デバイス等の広範な研究者・技術者のうち、会の事業企画・運営に積極的に参画することのできる個人(個人会員、学生会員、および名誉会員)および本会の目的に賛同し、本会を賛助する機関(賛助員)をもって組織する。
- 2) 本会会員は本会の事業に参加することが出来る。
- 3) 本会会員(賛助会員を含む)は本会の活動に関する案内や資料の配付を受ける。
- 4) 名誉会員は幹事会によって決定される。

6.会費

- 1) 会計年度は1月1日から12月31日までとする。
- 2) 本会会員は次の年会費を前年の12月末日までに前納するものとする。
個人会員・学生会員・名誉会員は無料
賛助会員 年額 50,000円

7.幹事会

- 1) 本会には幹事会を設ける。
- 2) 幹事会は、以下の本会会員によって構成される。
会長 1名
庶務幹事 若干名
会計幹事 1名
幹事 若干名
監査 1名
- 3) 幹事会は、会の事業企画、運営、会計等を行う。
- 4) 会長および各幹事の選任は互選により決定する。
- 5) 会長および各幹事の任期は3年とする。

8.改訂

本会則は幹事会の議決により改訂することが出来る。

付則 本会則は、1988年5月16日から施行する。

改訂 1992年4月24日

改訂 2000年11月15日

改訂 2022年5月30日

改訂 2023年12月1日